

取立て行為の規制

Q1

貸金業法は、21条で債権の取立て行為について規制をしているが、この規制は貸金業者だけが対象であり、貸金業の登録をしていない者は対象になっていない。

1回 2回 3回

Q2

貸金業法21条の規定は、貸金業を営む者から委託を受けた者が、債権の取立てをする場合にも適用される。

1回 2回 3回

Q3

貸金業法21条の条文で規定されている社会通念に照らして不相当と認められる時間帯とは、午後5時から午前5時までである。

1回 2回 3回

Q4

貸金業を営む者が、債権の取立てにあたり、債務者等以外の者に対し、債務者等に代わって債務を弁済することを要求することはできない。

1回 2回 3回

Q5

貸金業を営む者が、債権の取立てにあたり、債務者の借入れに関する事実その他債務者等の私生活に関する事実を債務者等以外の者に明らかにすることは規制されていない。

1回 2回 3回

取立て規制とは

貸金業を営む者が、過酷な取立てをしないように一定の規制がなされている。規制を守らずに、違法な取立てをした者には罰則が科されることになる。

A

貸金業法21条の取立て行為の規制は、貸金業者だけでなく、無登録業者についても適用される。無登録業者に、取立て行為の規制がおよばないのであれば、貸金業の登録をしない者が増えることになり、資金需要者等の保護がはかれなくなるからである。

Q1の解答

A

貸金業法21条のとおりであり正しい。取立て行為の規制は、貸金業を営む者から委託を受けた者についても適用される。貸金業者による脱法行為を防ぎ、資金需要者等を保護するためである。

Q2の解答

用語

【脱法行為】法律には違反していないが、実際には、法律が禁止している違反行為をしていること。

A

社会通念に照らして不相当と認められる時間帯とは、午後9時から午前8時までである。

Q3の解答

A

貸金業法21条1項7号のとおりであり正しい。債務者以外の者は支払義務のない者である。そのため、債務の弁済を要求することは認められない。

Q4の解答

A

どのような方法であっても債務者の借入れに関する事実その他債務者等の私生活に関する事実を債務者等以外の者に明らかにすることは規制されている(貸金業法21条1項5号)。

Q5の解答

〔法及び関係法令に関すること〕

問1

貸金業法上の用語の定義に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切なものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① 貸金業とは、金銭の貸付けで業として行うものをいい、金銭の貸借の媒介で業として行うものは貸金業に含まれていない。
- ② 債務者等とは、債務者又は債務者であった者をいい、保証人及び保証人であった者は債務者等に含まれていない。
- ③ 貸金業者とは、「貸金業法第3条第1項に規定する登録」(以下、本問において「貸金業の登録」という)を受けた者をいい、貸金業の登録を受けていない者は貸金業者に含まれていない。
- ④ 顧客等とは、資金需要者である顧客をいい、保証人となろうとする者は顧客等に含まれていない。

問2

貸金業務取扱主任者に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切なものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① 貸金業者は、営業所又は事務所(以下、本問において「営業所等」という)ごとに複数の貸金業務取扱主任者を置くことはできない。
- ② 貸金業者は、営業所等ごとに、内閣府令で定めるところにより、営業所等において貸金業の業務に従事する者の数に対する貸金業務取扱主任者の数の割合が50分の1以上となる数の貸金業務取扱主任者を置かなければならない。
- ③ 貸金業者は、貸金業務取扱主任者として、営業所等に常時勤務する者を置かなければならず、また営業時間中、貸金業務取扱主任者を当該営業所等に常時駐在させなければならない。
- ④ 貸金業者は、資金需要者等からの請求があったときは、貸金業務取扱主任者の氏名を明らかにしなければならないが、従業者名簿には貸金業務取扱主任者の氏名及びその者が貸金業務取扱主任者である旨を記載することまでは求められていない。

問3

株式会社であるA社は、貸金業法第3条第1項に規定する登録(貸金業の登録)を受けようとしている。この場合に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切なものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① A社の主たる営業所等以外の営業所(従たる営業所)において、50人の使用人が貸付けに関する業務に従事している場合、その営業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者は、登録申請書に記載すべき政令で定める使用人に当たる。

- ② A社において、大口の取引先である金融機関との間における金銭の出納業務のみに従事する事務員は、登録申請書に記載すべき政令で定める使用人に当たる。
- ③ A社の業務を執行する取締役が未成年者である場合、当該取締役の法定代理人は、登録申請書に記載すべき役員に当たらない。
- ④ A社の総株主等の議決権の100分の25を超える議決権に係る株式を、自己名義で所有している個人は登録申請書に記載すべき役員に当たるが、他人名義で所有している個人は役員には当たらない。

問4

貸金業者であるA社は、個人である顧客Bとの間で貸付けに係る契約(極度方式基本契約及び極度方式貸付けに係る契約その他の内閣府令で定める貸付けの契約ではない。以下、本問において「本件貸付契約」という)を締結しようとしている。A社とBとの間では、従前、貸付けに係る契約を締結したことはないが、Bは、貸金業者であるC社との間で極度額を80万円とする極度方式基本契約(以下、本問において「本件極度方式基本契約」という)を締結しており、その借入残高は60万円である。この場合に関する次の記述における()の中に入れるべき適切な字句の組み合わせを①～④の中から1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

A社は、Bとの間で本件貸付契約を締結しようとする場合、Bから既にその提出又は提供を受けている場合を除き、Bから源泉徴収票その他のBの収入又は収益その他の資力を明らかにする事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録として内閣府令で定めるもの(以下、本問において「資力を明らかにする書面等」という)の提出又は提供を受けなければならないことがある。

貸金業者が資力を明らかにする書面等の提出又は提供を受けなければならないのは、第一に、貸金業者が個人顧客との間で新たに締結しようとする貸付けに係る契約の貸付金額と、当該貸金業者が当該貸付けに係る契約以外の貸付けに係る契約を締結している場合におけるその貸付けの残高の合計額とを合算した額(以下、本問において「当該貸金業者合算額」という)が(A)を超える場合である。A社とBとの間では、本件貸付契約以外の貸付けに係る契約が締結されていない。そのため、A社とBとの間で本件貸付契約における貸付金額を(A)を超える額とするときは、A社は、既にその提出又は提供を受けている場合を除き、Bから資力を明らかにする書面等の提出又は提供を受けなければならない。

第二に、当該貸金業者合算額と、指定信用情報機関から提供を受けた信用情報により判明した当該個人顧客に対する当該貸金業者以外の貸金業者の貸付けの残高の合計額とを合算した額が(B)を超える場合である。したがって、本件貸付契約に係る貸付けの金額が(C)を超える場合には、A社はBから資力を明らかにする書面等の提出又は提供を受けなければならない。

- ① ア 50万円 イ 100万円 ウ 40万円
- ② ア 50万円 イ 100万円 ウ 20万円

問1 正解 3

- ① 誤 貸金業法において貸金業とは、金銭の貸付けで業として行うものだけでなく、金銭の貸借の媒介で業として行うものも含まれる(貸金業法2条1項)。
- ② 誤 貸金業法において債務者等とは、債務者または保証人のことである(貸金業法2条5項)。
- ③ 正 貸金業法において貸金業者とは、貸金業法3条1項に規定する登録を受けた者をいう(貸金業法2条2項)。そのため、貸金業の登録を受けていない者は貸金業者に含まれていない。
- ④ 誤 貸金業法において顧客等とは、資金需要者である顧客または保証人となろうとする者のことである(貸金業法2条4項)。保証人となろうとする者は、顧客等に含まれている。

問2 正解 2

- ① 誤 営業所または事務所(営業所等)に設置する貸金業務取扱主任者の数は、営業所等において、貸金業の業務に従事する者の数に対する貸金業務取扱主任者の数の割合が50分の1以上となる数とする(貸金業法施行規則10条の8)。そのため、場合によっては、複数の貸金業務取扱主任者を置かなければならない。
- ② 正 貸金業者は、貸金業の規模などに配慮して内閣府令で定める数の貸金業務取扱主任者を置かなければならない。この内閣府令で定める数は、営業所等ごとに、貸金業の業務に従事する者の数に対する貸金業務取扱主任者の数の割合が50分の1以上となる数としてとされている(貸金業法施行規則10条の8)。
- ③ 誤 貸金業者は、貸金業務取扱主任者として、営業所等に常時勤務する者を置かなければならないが、営業時間中、営業所等に常時駐在させることまでは求められていない(貸金業法施行規則10条の7)。
- ④ 誤 貸金業者は、貸金業の業務を行うにあたり、資金需要者等から請求があったときは、貸金業務取扱主任者の氏名を明らかにしなければならない。また、従業者名簿には、貸金業務取扱主任者の氏名および貸金業務取扱主任者であるか否かを記載しなければならない(貸金業法施行規則10条の9の2)。

問3 正解 1

- ① 正 貸付けに関する業務に従事する使用人の数が50人以上の従たる営業所においては、支店次長などのような名称の者であるかを問わず、その営業所の業務を統括する権限を代行できる地位にある者は、登録申請書に記載すべき政令で定める使用人にあたる(貸金業法施行規則3条)。
- ② 誤 大口の取引先である金融機関との間で金銭の出納業務にのみ従事する事務員は、登録申請書に記載すべき政令で定める使用人にあたらぬ。
- ③ 誤 業務を執行する取締役が未成年者である場合、その未成年者の法定代理人は、役員として扱われるため、登録申請書に記載すべき役員にあたる(貸金業法施行規則2条)。
- ④ 誤 総株主等の議決権の100分の25を超える議決権にかかる株式を、自己名義で所有している個人は登録申請書に記載すべき役員にあたる。また、他

人名義で所有している個人も役員にあたる(貸金業法施行規則2条1号)。

問4 正解 1

貸金業者が個人である顧客から、資力を明らかにする書面等の提出または提供を受けなければならない場合は次の2つである(貸金業法13条3項)。

第1は、貸金業者と個人である顧客との間で新たに締結しようとする貸付けにかかる契約の貸付金額と、貸金業者が既に貸付けている貸付残高と合算した額(貸金業者合算額)が50万円を超えるときである。

第2は、第1の貸金業者合算額と、指定信用情報機関から提供を受けた信用情報により判明したその個人顧客に対するその貸金業者以外の貸金業者の貸付けの残高の合計額とを合算した額(個人顧客合算額)が100万円を超える場合である。そのため、本肢では、借入残高が60万円(他社との極度方式基本契約では極度額の80万円ではなく借入残高)であるため、貸付けの金額が40万円を超える場合に、資力を明らかにする書面等の提出または提供を受けなければならない。よって正解は①である。

問5 正解 4

- ① 誤 マンスリーステートメントは、極度方式貸付けにかかる契約を締結した場合に、交付されるものであり、極度方式基本契約を締結した場合には交付することができない。なお、受取証書の交付についてもマンスリーステートメントの交付ができる。
- ② 誤 マンスリーステートメントを交付する場合には、あらかじめ顧客の承諾を得なければならない。事後の承諾は認められていない。
- ③ 誤 極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けにかかる契約を締結する場合、契約締結時に交付する書面に代えて、マンスリーステートメントを交付することができる。そのため、マンスリーステートメントを交付すれば、貸金業法17条1項に規定する書面(契約締結時の書面)を交付する必要はない。
- ④ 正 貸金業者は、債務者の承諾を得て、マンスリーステートメントを交付する場合には、貸金業法18条1項に規定する書面(受取証書)の交付に代えて、簡素化書面(受領年月日、受領金額、その他内閣府令で定める事項を記載した書面)を債務者に交付することができる(貸金業法18条3項)。

問6 正解 1

- ① 正 貸付けの契約において、貸金業を営む者は、債務者などから、特定公正証書の作成を公証人に囑託することを代理人に委任することを証する書面(委任状)を取得することができない(貸金業法20条1項)。
- ② 誤 貸付けの契約において、貸金業を営む者は、債務者などが特定公正証書の作成を公証人に囑託することを代理人に委任するときには、代理人の選任について推薦などをしてはならない(貸金業法20条2項)。
- ③ 誤 貸付けの契約において、貸金業者は、特定公正証書の作成を公証人に囑託するときには、あらかじめ、債務者など資金需要者に対して、以下の事項を説明しなければならない(貸金業法20条3項)。
 - ・ 貸付けの契約に基づく債務の不履行のときには、特定公正証書により、